オーナー型管理住宅運営基準

第１条（目的）

本基準は、町内の賃貸住宅に居住する住民の人々が、地域と密着し、安定した生活を営むために、オーナーの協力を得て円滑な運営を図っていくことを目的として、これに必要な事項を定める。

第２条（適用）

本基準は、賃貸住宅のオーナーから申し出があり、町内会長が認めたものに適用する。（オーナー管理型を選択しないときは一般会員の適用として取り扱う）

第３条（運用）

本基準を適用する賃貸住宅については、入居者のすべてが町内会員として登録されるものとし、運用は次のとおりとする。

	ファミリータイプ	単身タイプ
組・班の所属	町内会長が決定する。	
名簿の管理	オーナーが定めた管理人が保持するものとし、町内会長を代表として要請があれば閲覧に応ずる。	
会費（年間）	４，０００円／室	１，５００円／室
会費の納入	上記金額×室数を年会費総額とし、この金額を年２回（前期分４－９月と後記分１０－３月）に分けて町内会の指定する口座に振り込むものとする。 納入金額については、毎年町内会長からオーナーの指定する窓口に請求する。	
広報の配布	所属組長を通じて、住宅の共通メールボックス（管理人ﾎﾞｯｸｽ）まで届ける。以降は、管理人から個別に配布。	
ゴミ袋の配布	町内会より配布日、無料引換券を町内会から管理者に郵送。管理人が、引換券を各戸に配布。	
回覧等	必要に応じて、組長から住宅の共有メールボックスに投函。（住宅側で、掲示板が設置されている場合に限る）	
行事参加	原則として一斉清掃、草刈は任意。（希望者は歓迎）	
	その他 一般会員に準ずる	その他 部分適用（夏まつり等）

注）組・班の所属につき、役員・委員の選出を通常の組・班と同様の取り扱いの希望がある場合には、班の構成員とする。

上記会費の金額は、オーナーから町内会への納入をする際の基礎額であり、オーナーが、各戸別に徴収する（会費が家賃に含まれている場合を除く）際には、一般会費の額を勘案し、他の会員との間で会費の格差を生じさせないように配慮をするものとする。

（付則）

１．本基準は、平成８年４月１日より適用する。

平成 11 年４月１日　一部改訂

平成 23 年 10 月１日　一部改訂

２．本基準の改廃は、町内役員会（組長会）の議決による。

★★★

管　理　の　具　体　的　な　方　法

□は、いずれかを○印で選択してください。

1）　管理者との連絡等については

　　□管理者のメールボックスを設置いたします。

　　□ＢＯＸ№.（　　）を代表とします。

　　□その他　（　　）

2）　広報等の受け入れは

　　□住宅に管理人がいます。

　　□住宅の（　　）に置いてください。

3）　玄関の施錠は、

　　□ｵｰﾄﾛｯｸ方式、□管理者が施錠、□フリー

4）　車の持ち込みは、

　　□ありません

　　□駐車場契約をし自動車の保有者の把握をします。

5）　ゴミの収集は

　　ゴミ箱の設置 ── □あり ── □市の回収
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└ □業者回収
　　　　　　　　└ □一般世帯と共同で利用

　注）一般住宅との共同利用は、所在地区域の組長の了解が必要です。

6）　自転車・バイクは、指定された場所に置き、周辺路上には置かないように徹底指導をいたします。

7）　外来者の違法駐車については、入居者本人の責任でやめさせるよう徹底指導することとし、悪質な違法駐車は、入居者であれば入居を取り止めるとともに、撤去については、管理者が責任を持って行います。

8）　近隣住民の方とは、円滑に共に生活できるように指導をし、万一、トラブルが生じた場合には、管理者が責任を持って対処いたします。

以　上

特記事項	適用：　　年　　月より
	…… …… …… …… …… ……